

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人放射線医学総合研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも平成 20 年度までに全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(66.95%) 474	(40.22%) 2,391
一般競争入札等	競争入札			(27.68%) 196	(49.25%) 2,928
	企画競争	(0.14%) 1	(0.05%) 3	(0.14%) 1	(0.20%) 12
随意契約		(99.86%) 707	(99.95%) 5,942	(5.23%) 37	(10.33%) 614
合 計		(100%) 708	(100%) 5,945	(100%) 708	(100%) 5,945

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(43.59%)	(8.56%)
				17	57
一般競争入札等	競争入札			(56.41%)	(91.44%)
				22	609
	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(0%)	(0%)
		39	666	0	0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		39	666	39	666

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(68.31%)	(44.21%)
				457	2,334
一般競争入札等	競争入札			(26.01%)	(43.93%)
				174	2,319
	企画競争	(0.15%)	(0.06%)	(0.15%)	(0.23%)
		1	3	1	12
随意契約		(99.85%)	(99.94%)	(5.53%)	(11.63%)
		668	5,276	37	614
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		669	5,279	669	5,279

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「200万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の売り払いについて、「100万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「100万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ その他の役務について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「200万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ その他の役務について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度までに一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入

研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式によることが必要と考えられる分野について、総合評価方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、

仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(2) 複数年度契約の導入

システム機器等の賃貸借などのように複数年度にわたる契約については、初年度のみ一般競争入札を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものについて、中期計画期間の範囲内で複数年度契約による一般競争入札を行うことを可能にするための制度について検討する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、ホームページへの公告方法等について、拡充強化を検討する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載